省　令

○農林水産省令第三十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第七十一条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

農林水産大臣　江藤　拓

農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令（昭和三十三年農林省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（経理単位）	（経理単位）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　前二項に規定する取引とは、各経理単位における資産、負債及び純資産の増減又は異動の原因となる一切の事実をいう。	4　前二項に規定する取引とは、各経理単位における資産、負債及び資本の増減又は異動の原因となる一切の事実をいう。
（経理単位の勘定区分）	（経理単位の勘定区分）
第三条　各経理単位においては、資産勘定、負債勘定、純資産勘定、費用勘定及び収益勘定を設けて取引を経理するものとする。	**第三条**　各経理単位においては、資産勘定、負債勘定、資本勘定、費用勘定及び収益勘定を設けて取引を経理するものとする。
（経理単位間の資金の貸付け及び繰入れ）	（経理単位間の資金の貸付け及び繰入れ）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
（削る）	2　給付経理から業務経理へ繰り入れることができる資金の総額は、当該事業年度の前事業年度における旧農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する旧農林漁業団体等をいう。第十二条第二項第一号において同じ。）に使用される職員である厚生年金保険の被保険者全員の各月の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による標準報酬月額の合算額の千分の二に相当する額を超えることができない。

（有価証券）

第六条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する廃止前農林共済組合法施行令（次条及び第八条において単に「廃止前農林共済法施行令」という。）第十九条の二第一項第三号の農林水産省令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～五　（略）

（余裕金の運用）

第七条　（略）

（削る）

（有価証券）

第六条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する廃止前農林共済組合法施行令（次条及び第八条において単に「廃止前農林共済法施行令」という。）第十九条の二第一項第三号の農林水産省令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～五　（略）

（余裕金の運用）

第七条　（略）

2　組合は、前事業年度における給付経理の損益計算上の経常収益（引当金等戻入を除く。）及び特別利益の合計額から当該損益計算上の経常費用（引当金等繰入を除く。）及び特別損失の合計額を控除した金額の三分の一に相当する金額を、毎事業年度、当該事業年度の末日までに第六条第二号の債券で政府が保証するものを取得することにより、運用しなければならない。

（借入金）

第十一条　（略）

（新設）

（借入金）

第十一条　（略）

2　組合は、前項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入金の借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他必要な事項